

不実証広告について(議論の整理)

消費者委員会事務局作成

前回の意見の整理

- I 案では、優良誤認に基づく「やり得」を前提とした課徴金と異なる性質の課徴金を課すことになるとの指摘があり、II 案を推奨する意見が多く見られた(I 案、II 案については、資料4の6頁参照)。
- しかし、特に課徴金納付命令後に不当表示でないことを立証して争うことを認めるべきかについて意見が分かれ、方向性を決めるには至らず。

<参考>

(II 案につき検討を要する事項の指摘)

- ・表示を行う時点で「合理的根拠」は少なくとも存在しているべきであり、後から実験して合理的根拠を収集することを認めてよいか。
- ・事後的に課徴金納付命令が取り消されることになった場合、元々の課徴金納付命令をどのように評価するか。

(I 案に親和的な意見)

- ・事業者は行為規範として、表示に際しては予めそれなりの合理的根拠を持っているべきである。
- ・結果的に合理的根拠のある表示であったとしても、他の事業者が資料収集をしている間に、合理的根拠を揃えることなく先んじて販売した事業者には「やり得」があると思う。